

公 告

一般競争入札（郵便入札）を次のとおり行うので、高知市契約規則（昭和 40 年規則第 4 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 2 日

高知市長 桑 名 龍 吾

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業 務 名 | 公共料金一括支払業務 |
| (2) 業務概要 | 固定電話以外の携帯電話料金や電信回線料金等に係る支払業務について委託するもの |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から令和 10 年 10 月 31 日まで |
| サービス利用期間 | 令和 7 年 11 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日まで
（長期継続契約適用） |
| (4) 業務内容 | 別紙 2「業務仕様書」のとおり |

2 入札の方法

入札書郵送方式による郵便入札

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項

別紙 1 のとおり

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

この業務への入札に参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年法律第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者
- (2) 令和 6・7 年度高知市物件等競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 令和 2 年度以降に、国又は地方公共団体との間において公共料金等一括請求の履行実績を有する者であること。（現在契約中であり、契約期間が満了していなくとも実績があれば可）
- (4) 公告日から開札日までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第 1 項若しくは第19条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (6) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年 4 月 1 日規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者。
- (7) 一般競争入札に参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する関係がない者
 - ア 一方の法人等の代表者（個人事業主を含む。）が、他方の法人等の代表者を現に兼ねている場合
 - イ 組合等（共同企業体を含む。）と当該組合等の構成員
- (8) 指定公金事務取扱者として次の要件を満たす者であること。
 - ア 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。
 - イ 累積欠損がなく、かつ、経営状況が良好であること。
 - ウ 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。
 - エ コンプライアンス体制、個人情報管理体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

2 仕様書の閲覧

仕様書の閲覧は次のとおり行うものとする。

- (1) 仕様書の閲覧
 - ア 場所 高知市本町五丁目 1 番 45 号 高知市役所本庁舎 1 階 出納課
 - イ 期間 令和 7 年 7 月 2 日（水）から同年 7 月 30 日（水）まで
（ただし、土曜日、日曜日を除く。）
- (2) 電子データでの閲覧
 - ア 場所 高知市（出納課）ホームページ
 - イ 期間 令和 7 年 7 月 2 日（水）から同年 7 月 31 日（木）まで

3 質疑書の受付、回答の時期及び方法

- (1) 受付場所 高知市本町五丁目 1 番 45 号 高知市役所本庁舎 1 階 出納課
- (2) 提出方法 FAX 又は持参によること。（郵送は認めない。）なお、FAX により提出した

場合は、電話により FAX の着信を必ず確認すること。

- (3) 受付期間 令和 7 年 7 月 2 日（水）から同年 7 月 9 日（水）15 時 00 分まで
- (4) 回答時期 令和 7 年 7 月 14 日（月）
- (5) 回答方法 令和 7 年 7 月 14 日（月）に全質疑回答を高知市（出納課）ホームページに掲載する。

4 一般競争入札（入札書郵送方式による郵便入札）参加申込み

この業務の入札に参加しようとする者は、次のとおり参加申請書類等を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この業務の入札に参加することができる。

- (1) 提出書類 制限付き一般競争入札参加申請書（別添様式）

<注意事項>

書類提出に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- (2) 提出方法 郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）又は持参すること
- (3) 郵送宛先 6 の(3)の宛先に送付すること。（別図 1 参照）
- (4) 提出期限 令和 7 年 7 月 18 日（金）（必着）

5 入札参加資格審査の結果

申請のあった者には、入札参加資格の結果を入札参加資格決定通知書により通知する。

- (1) 通知日 令和 7 年 7 月 23 日（水）
- (2) 方 法 FAX により通知する。

6 入札書の提出

5 により入札参加資格がある旨の通知を受けた者は、入札書を 6 (2) に定める提出方法によって 6 (3) に定める提出先へ提出する。入札書類が 6 (4) の提出期限までに提出されていない場合は、入札を辞退したものとみなす。

- (1) 入札書の書き方

ア 入札書には、所在地、名称及び代表者の職、氏名を記入し、押印すること。（押印を省略する場合を除く。）

イ 入札金額は、アラビア数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を付け、金額を記入すること。

なお、入札金額は月額（消費税及び地方消費税相当額を含まない）を記入すること。

※月額利用料以外の経費がかかる場合は、契約期間の 36 カ月で割った金額を月額に加算して計上すること。

ウ 入札書の日付は、開札日（令和 7 年 7 月 31 日）とすること。

エ 入札者の押印を省略する場合は、入札書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

→本件責任者：「入札書の発行部門の責任者」

担 当 者：「入札書等を提出する者等」（責任者と同一でも構いません）

※姓、名前の両方（フルネーム）の記載が必要です。どちらかの記載がない場合は無効となります。

- (2) 提出方法

入札書類は、ア及びイに定める方法により作成された二重封筒へ封かんし、郵送するものとする。郵送の方法は一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかによるものとする。（別図 2 参照）

ア 入札書の封筒への封かん及び当該封筒への記載事項

入札書を封筒に入れ封をし、当該封筒（以下「内封筒」という。）の表には、業務名、入札者の氏名及び「入札書」の文字を明記する。（別図 2 参照）

ただし、内封筒に業務名及び入札者の氏名の記載のないものについては、開封しないものとし、当該内封筒を提出した者は、その入札を辞退したものとみなす。

また、入札書が内封筒に入れられていないとき又は内封筒が封をされていないときは、その入札は無効とする。

イ 内封筒の郵送用封筒への封かん及び当該封筒への記載事項

アにより入札書を入れて封かんした内封筒を別の封筒に入れ封をし、当該封筒には、業務名、開札日及び入札者の住所（所在地）、氏名並びに「入札書類在中」及び「親展」の文字を明記する。

(3) 提出先

〒780-8571 高知市本町五丁目 1 番 45 号
高知市役所 出納課

(4) 提出期限

令和 7 年 7 月 30 日（水）（必着）

(5) その他

入札参加資格がある旨の通知を受けた者が入札を辞退しようとするときは、開札日時までに辞退届を提出すること。提出方法は、FAX によるものとする。

7 入札執行の日時及び場所等

入札参加者は、6 に定める方法によって入札書を提出することによりこの一般競争入札に参加することができる。

(1) 開札

日時 令和 7 年 7 月 31 日（木）午前 10 時 30 分から行う。

場所 高知市本町五丁目 1 番 45 号
高知市役所本庁舎 3 階 入札室

(2) 開札時の立会

この制限付き一般競争入札の事務に関係のない本市職員の立会のもと開札するものとする。

(3) 落札者の決定

ア 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

なお、当該入札においては、最低制限価格を設定しない。

イ 同価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとし、当該入札事務に関係のない本市職員が入札者に代わってくじを引くものとする。

ウ 予定価格の範囲内で一番低い金額で入札した者が入札書の押印を省略している場合は、入札書に記載された「本件責任者」及び「本件担当者」の在籍確認を行った上で、落札決定を行う。

なお、在籍確認ができなかった場合、その入札書は無効とする。

(4) 入札保証金

入札保証金は、高知市契約規則第 8 条第 2 号の規定により免除とする。

(5) 入札の無効

ア 1 に掲げる入札参加資格のない者又は入札条件に違反した者の入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

イ 入札参加資格のある旨を確認した者であっても、開札時点において 1 に定める入札参加資格のない者の入札は無効とする。

ウ 入札書類が内封筒に入れられていないとき又は内封筒が封緘されていないときは、その入札は失格とする。

8 入札参加資格の喪失

5の入札参加資格決定通知後において、当該通知をされた者が1に掲げる参加要件を満たさなくなったとき、又は入札参加資格申請に係る書類において虚偽の記載をしたことが判明したときは、本業務の入札に参加することができない。

9 指定公金事務取扱者の指定及び契約締結に関する事項

- (1) 落札者は、契約締結前に地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく「指定公金事務取扱者」としての指定を受ける必要があるため、令和7年8月6日(水)までに別添「指定公金事務取扱者指定申出書(様式第1号)」を提出すること。
- (2) 市長は、申し出に基づき、「高知市指定公金事務取扱者の指定等に係る事務取扱要綱」の第3条により審査を行い、要件を満たす者に対し、「指定公金事務取扱者指定通知書(様式第2号)」により通知する。

※会計管理者による検査

指定公金事務取扱者は、地方自治法第243条の2第8項の規定に基づく会計管理者による業務の実施状況に係る検査を契約期間中に受けなければならない。

- (3) 「指定公金事務取扱者指定通知書」により、指定公金事務取扱者に指定された落札者は、令和7年8月12日(火)までに契約を締結すること。
- (4) 落札決定の通知を受けた日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当したときは、落札決定を取り消し、又は契約を締結しないことがある。
 - ア 1(1)、(2)、(5)、(6)又は(7)のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - イ 高知市競争入札指名停止措置要綱(平成6年7月1日制定)(以下「本市指名停止要綱」という。)の規定による指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。
 - ウ 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - エ その他の事由により入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

10 費用負担

入札への参加及び契約に関する一切の費用は、申込者の負担とする。

11 補足

- (1) 入札希望者は、高知市契約規則、物件等制限付き一般競争入札実施要領、物件等一般競争(指名競争)入札参加者の心得、高知市指定公金事務取扱者の指定等に係る事務取扱要綱を了知した上で、入札するものとする。
- (2) この入札にかかる契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、市の歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、高知市は契約を解除することができるものとする。

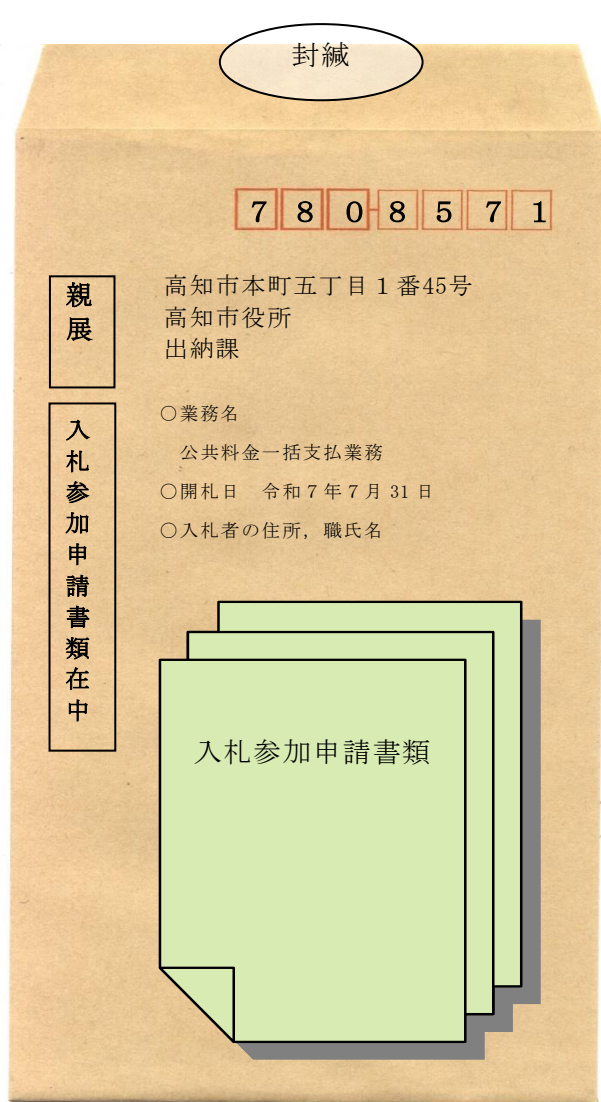
12 問合せ先

高知市 出納課 担当：近澤・弘瀬

住所 高知市本町五丁目1番45号 高知市役所本庁舎1階

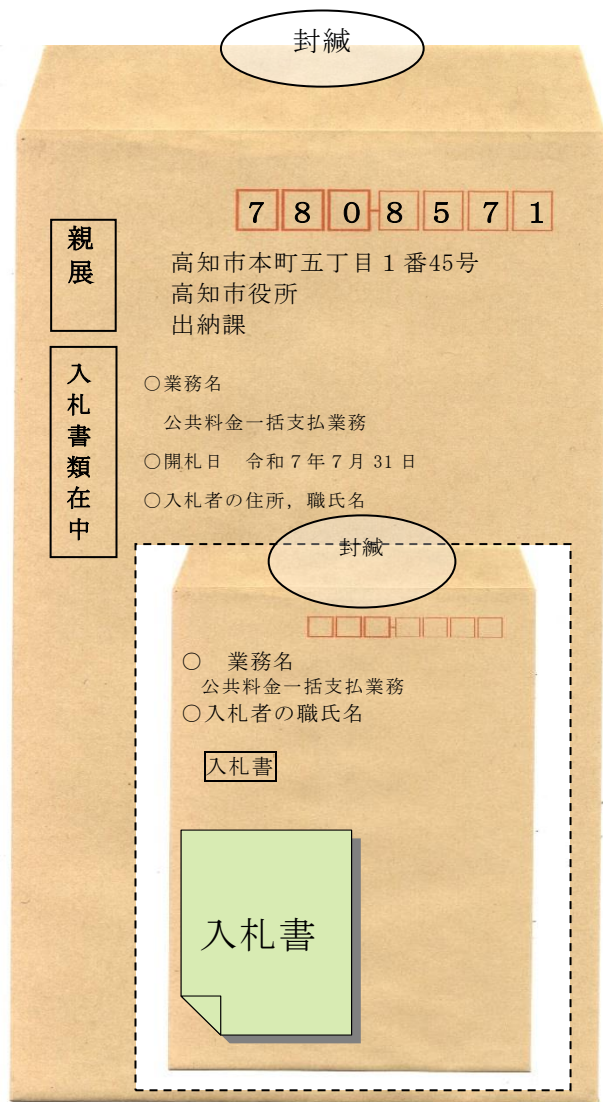
電話 088-823-9477 Fax 088-823-9363

E-mail kc-030200@city.kochi.lg.jp



別図1 入札参加申請書類封入封筒

(令和7年7月18日(金)必着)



別図2 入札書類封入封筒

(令和7年7月30日(水)必着)